

議事事務局告示第一号

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年一月十七日

広島県議会議長 林

正 夫

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

広島県政務調査費の交付に関する規程（平成十六年議事事務局告示第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報告書」を「収支報告書等」に、「三十日」を「六十日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の広島県政務調査費の交付に関する規程第七条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費に係る収支報告書について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。